

ハイライト:

- ・労働基準法が改正されます
- ・社会保険庁が日本年金機構にかわります

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
労働基準法の改正に 関して	1
平成22年1月から社会 保険庁が日本年金機 構にかわります	2

早いものでもう12月となり、北風の寒さが身にしみ
る季節となりました。

今号は来年の4月から施行される労働基準法の改正を
中心に取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、
遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香

労働基準法の改正に関して

平成22年4月1日より、改正労働基準法が施行されます。主な改正内容は、

「時間外労働の限度に関する基準」の見直し

月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引上げ(中小企業は3年間の猶予有)

代替休暇の導入(上記の導入とセットで適用、中小企業は3年間の猶予有)

年次有給休暇の時間単位付与(年5日以内、労使協定を締結すれば導入可能)

となっています。

については、残業をさせる場合、あらかじめ事業主は労使協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届出を行う必要がありますが、残業について延長できる限度時間は基準により定められています。(右下の図をご参照ください。)但し、臨時的に限度時間を超えて働かせざる得ない特別の事情が予想される場合には、特別条項付き36協定を締結することにより、限度時 <参考:時間外労働時間の限度に関する基準> 間を超える時間の残業が可能となっています。

改正後はこの特別条項付36協定を締結する際新たに、

- ・限度時間を超えて働かせる一定の期間ごとに割増賃金率を定めること
- ・この率を法定割増賃金率(25%以上)を超える率とするよう努めること
- ・延長することが出来る時間数の短縮に努めること

が必要になります。

については、1ヶ月60時間を超える時間外労働に対しては50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならないものです。

については、1ヶ月について60時間を超えて時間外労働した場合、労使協定により、割増賃金率の引上げ分に対応する賃金の支払いに代えて、

期間	限度時間
1週間	15時間
2週間	27時間
4週間	43時間
1ヶ月	45時間
2ヶ月	81時間
3ヶ月	120時間
1年	360時間

有給休暇を与えることが出来る制度です。

、 については中小企業の猶予措置があり、3年間の適用猶予期間が設けられています。中小企業の範囲は下記の通りとされており、事業場単位ではなく、法人単位で判断されます。

業種	資本の額等	または	常時使用する労働者数
小 売 業	5,000万円以下	または	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	または	100人以下
卸 売 業	1億円以下	または	100人以下
そ の 他	3億円以下	または	300人以下

例：製造業（上記ではその他に該当） 資本金1億円、労働者数500人 中小企業
資本金5億円、労働者数100人 中小企業

いずれにしても就業規則の見直し、改定が必要と思われるので、施行日に間に合うように早めの準備をおすすめ致します。

なお、育児・介護休業法の改正施行も平成22年6月30日に予定されていますので、こちらの改正への対応も必要となります。

育児・介護休業法の改正の詳細内容については次号の季刊誌で取り上げる予定です。

概要は以下の通りです。

3歳までの子を養育する労働者に対する短時間勤務制度措置の義務化、所定外労働免除の制度化

子の看護休暇の拡充

男性の育児休業取得促進策

介護休暇の創設

、 について従業員100人以下企業における施行期日は平成24年6月30日の予定とされています。

平成22年1月から社会保険庁が日本年金機構にかわります

・国(厚生労働省)が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は日本年金機構に委任、委託されます。

・国(厚生労働大臣)の権限を委任された業務(資格の得喪の確認、届出・申請の受付など)については、日本年金機構の名で機構が実施し、国(厚生労働大臣)からの事務の委託を受けた業務(裁定、給付、年金定期便の通知など)については、国(厚生労働大臣)の名で機構が実施することとなります。

・日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運營業務を引き継いで行うこととなりますが、公的年金制度は国の制度として、その財政や運営に国が引き続き責任をもつことについては、これまでと変わりはありません。

現在ある社会保険事務所は、「年金事務所」と名称が変わりますが、業務内容に変更はありません。

これまで社会保険庁や社会保険事務所の出されていた各種の関係書類は、厚生労働省または日本年金機構の名義になります。



税理士法人 舞

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

ホームページもご覧下さい

<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。